

令和4年度第2回鴨川市介護保険運営協議会

1 日時 令和5年3月20日(月) 午後1時30分から午後2時50分まで

2 場所 鴨川市総合保健福祉会館 2階 研修室

3 出席者

(委員 6名)

大作 房子 酒井 龍一 宗政 智子 金井 重人 榎本 豊 和泉 悟

(市 15名)

長谷川孝夫市長

市民福祉部 牛村隆一部長

健康推進課 角田守課長

笠井千種課長補佐

鈴木卓課長補佐

健康推進課 保健予防係 尾形正一郎係長

保健予防係 高橋由希子主任保健師

福祉総合相談センター 田中和代主任保健師

福祉総合相談センター 小坂重樹主任看護師

介護保険係 石井和美係長

介護保険係 安田駿佑主事

福祉課 鈴木克己課長

四宮俊英課長補佐

地域ささえあい係 大久保昌代係長

福祉総合相談センター・天津小湊 山口聡子

4 欠席者

(委員 1名)

礒貝 芳弘

5 傍聴人 2名

6 会議

(1) 開会

(事務局 健康推進課 笠井課長補佐)

皆様、こんにちは。本日の進行を務めさせていただきます健康推進課の笠井と申します。
どうぞよろしくお願いいたします。会議に入ります前に、あらかじめご案内いたします。

本会議につきましては、鴨川市附属機関等の設置及び運営に関する指針及び鴨川市附属

機関等の会議の公開に関する実施要領に基づき、原則公開となっております。傍聴を希望される方がいる場合は、所定の手続きを経た上で、傍聴していただきます。本日は、2名が傍聴を希望されております。

また、この会議は会議録作成のために録音させていただき、市のホームページにて公開することとさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

(本日の流れの説明と資料の確認)

(事務局 笠井課長補佐)

会議途中、また説明中に、綴じ込み資料に不足などがありましたら、お申し出くださいますようお願いいたします。

また、第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に係るコンサルタント業者として、ジャパンインターナショナル総合研究所の方にも同席いただいておりますので、あらかじめご了承ください。

(事務局 笠井課長補佐)

それでは、令和4年度第2回鴨川市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、磯貝芳弘委員の1名でございます。

また、金井委員につきましては、今はいらしてませんが出席の予定でございます。よって、本日は、過半数の委員にご出席をいただいておりますので、鴨川市附属機関設置条例第5条第2項の規定により、本会議は成立いたしますことをご報告させていただきます。

それでは、次第により進めさせていただきます。榎本豊会長から挨拶を頂戴します。よろしくをお願いいたします。

(榎本会長)

本日は、時節柄大変お忙しい中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の議件ですが、今年度は第8期の介護保険事業計画の2年目となりますので、現在の進捗状況の報告と第9期に向けての調査等について、このあと事務局から説明がありますので、委員の皆様方の忌憚のないご意見を伺いたいと存じます。何とぞご協力のほどをお願いいたします。

(事務局 笠井課長補佐)

ありがとうございました。

続きまして、鴨川市長長谷川孝夫よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

(長谷川市長)

改めまして、こんにちは。お世話になっております。

早いもので、年度末ということで、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

市の定例議会でございますが、来年度の予算を決める大変大事な会議でございます。この23日に閉会日を迎え、ほぼ予算が決まったところでございます。来年度に向けてしっかりと頑張っていきたいと思っております。ただし、23日の議会で承認いただければ、ということになるわけでございますが、よろしくご理解をいただきたいと思います。

それでは、本日この会議に対しましての挨拶を申し上げます。

本日は、令和4年度第2回目となります、鴨川市介護保険運営協議会を開催させていただきました。本当に皆様方には、大変なところお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

委員の皆様方には、日頃より保健福祉の推進、並びに介護保険の円滑な事業運営に対しましてご尽力をいただいておりますこと、重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

ご案内のように、新型コロナウイルス感染症につきましては、来る5月8日から感染症法上の類型を2類から5類に移行されるという方針が決定されたところでございます。これに先立ちまして、3月13日からマスクの着用が個人の判断に委ねられたところでございます。しかしながら、子どもたちのようすを見てみますと、風邪が流行っているようで、まだまだ油断を許すことができないと思っているところでございます。充分に私たちも健康には留意して参りたいと思っております。

高齢者施設や医療機関では、マスクの着用が推奨されておりまして、本市の職員につきましても業務が滞ることがないように、今しばらくの間はマスクを着用し、仕事をしているところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

ご承知のように、2025年団塊の世代の全てが75歳以上となりますことから、今後、私たちが、いま抱えている課題、介護サービスのニーズがますます高まってくるもの思っているところでございます。

国では、社会保障審議会の介護保険部会におきまして、次期の介護保険制度の見直しに向けた協議がなされておるところでございます。そこでは、10年ぶりとなる訪問、通所系のサービスを組み合わせて提供する複合型のサービスの整備、科学的介護の推進として、ケアプランデータ連携システムを活用したケアマネジメントの実施が検討されているところでございます。

本市といたしましても、高齢者の保険事業と介護予防の一体的な事業を実施しまして、不足する介護人材の確保を図るとともに、福祉総合相談センターを基軸といたしました医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される全世代型の地域包括ケアシステムの体制づくりに取り組んで参りたいと考えておるところでございます。委員の皆様方におかれましては、引き続きのお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

この後、審議案件といたしまして、現行計画の進捗状況、介護保険事業所の指定と更新、

次期計画の基礎調査の結果を担当からご説明させていただきますので、それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

実は、私も、介護保険関係につきましては、非常に極めて強い関心を持っているところであり、ぜひとも皆様の声をお聞かせいただければと思っていたところでございますが、先程も申し上げましたように年度末であり、会議が重なっておりますことから、これで失礼させていただきますが、よろしくご理解をいただきたいと思います。

慎重なるご審議をいただきまして、私たちの参考とさせていただきながら、今後の運営に尽力して参りたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

(事務局 笠井課長補佐)

ありがとうございました。

ここで、長谷川市長でございますが、退席をさせていただきたいと存じます。

(長谷川市長 退席)

(事務局 笠井課長補佐)

これより、議事に入らせていただきたいと思います存じますが、鴨川市附属機関設置条例第5条第1項では、会長が会議の議長になり議事を整理するとされておりますので、会長に議事進行をお願いしたいと存じます。それでは会長、よろしくお願いいたします。

(榎本会長)

改めまして、議長の榎本でございます。会議の時間でございますが、このあと1時間程度とさせていただきたいと存じます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それではここで、本会議の議事録署名人を指名させていただきます。宗政智子委員にお願いできますでしょうか。

(宗政委員 了承)

(榎本会長)

宗政委員さん、よろしくお願いいたします。それでは、次第に基づきまして議事を進めさせていただきます。これより、議事に入ります。

まず、始めに、議件1 令和4年度高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況についてを議題といたします。質疑応答は、事務局からの説明が終了した後にお願いいたします。

なお、発言される場合は、最初にご自身の所属と氏名を名乗ってくださいようお願いいたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局 健康推進課介護保険係 石井係長)

健康推進課介護保険係石井でございます。①介護保険事業の推移について、ご説明させていただきます。着座にて失礼します。

お手元の資料1-1の1ページをお開きください。ここでは、介護保険事業の令和4年度の推移を記載しておりますが、時間の都合上、要点のみご説明させていただきます。

まず、1ページでは、要介護認定者数の推移をまとめております。直近の数値といたしまして、令和5年1月時点での認定者数でございますが、合計で、2,450名となっており、令和4年4月と比較しますと、ほぼ差はなく、また、令和4年の計画値と比較しましても、若干の増という程度でございます。

続いて、2ページをお開きください。こちらは、令和4年4月と令和5年1月の介護サービス受給者数を記載しております。令和5年1月では、認定者数2,450名に対しまして、2,247名が、何らかのサービスを利用しており、割合にしますと91.7%となっております。

3ページをご覧ください。ここからは、サービスごとの受給者数を記載しています。③のアでは、居宅でサービスを受けている方の介護度別の内訳になります。要介護1、要介護2の認定者が多く、全体の約5割となっております。

4ページをお開きください。③のイでは地域密着型サービスの介護度別の内訳となります。認知症対応型の施設、グループホームや小規模のデイサービス等を利用されている方になりますが、要介護1から要介護3の認定者の利用が多く、全体の約8割近くとなっております。

また、令和4年4月の利用者数と令和5年1月の利用者数を比べますと、8%程、減少しております。これは、前回、第1回会議でご説明いたしましたが、通所介護の2事業所が、昨年夏から秋口に指定を廃止しているための減少でございます。

5ページから6ページにかけて、ご覧ください。③のウにつきましては、施設介護サービス別の受給者数を記載しています。特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設、介護医療院とサービスの種類別にまとめておりますが、要介護3、4、5の方が、全体の8割以上を占めております。

7ページをご覧ください。④保険給付費についてですが、サービスの種類別に給付費の実績を記載しております。

居宅介護サービス費は、全体の47.1%の14億235万7,550円。地域密着型サービス費は、全体の13%で3億8,790万5,702円。施設介護サービス費については、全体の約40%で11億8,737万2,558円となります。令和4年度の計画値と比べますと、97.2%と減少しております。減少の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一部の事業所においてクラスターが発生し、通所系サービスが休業したこと、また、利用者側でも感染予防のためにサービスの利用を控えるなど、給付額の伸びが想定まで届かなかったものと考えております。

最後に、8ページをお開きください。介護給付費準備基金積立金の状況についてでございます。令和4年度末の見込額でございますが、3億825万4,864円となっており、第7

期の2年目であります令和元年度末と比較いたしましても約8,600万円の減となっております。

この積立金は、次期保険料を設定する上で大きく影響いたしますので、これからも保険給付費等の推移については、注目して参ります。

以上で、説明を終わります。

(榎本議長)

ありがとうございます。続きまして、介護予防事業についてお願いします。

(事務局 健康推進課保健予防係 尾形係長)

それでは、議件の②介護予防事業について、保健予防係尾形よりご説明させていただきます。健康づくりと介護予防の推進について、令和4年度の事業実施状況ご報告をさせていただきます。資料は、引き続き、資料1-1、9ページをお開きください。

始めに、大きな1番、健康づくりの推進でございます。生活習慣病の発症また重症化を未然に防ぐべく、各種の検診事業を実施して参りました。特に4年度は、前年度、前々年度のコロナ禍による受診率の低下を改善すべく、できる限り検診を希望される多くの方の要望にお答えできるよう、受け入れ人数を増やし、また、やむなくコロナ禍にあって中止していた検診項目も再開し、検診を実施して参りました。

9ページから裏面の10ページにまたがり、各種検診の受診者数と受診率を計上いたしました。4年度は前年度に比べ、全ての検診において数値が上昇しております。

次年度以降も、引き続きより多くの方が受検できる体制を整え、また受診勧奨を強化し、受診率の向上努めて参ります。

併せて、10ページの中段以降に記載がございますが、健康増進に資する、からだすっきり教室の再開とまた日々の生活において健康増進を楽しみながら取り組んでいけるよう健康ポイント事業につきましても、より多くの皆様にご利用頂けるよう、その事業内容についても再考して参りたいと考えております。

次に11ページの食育の推進でございますが、コロナ禍においては、調理や飲食を伴う事業の実施と感染症対策の両立が難しいところでもございましたが、食生活改善推進員の皆様のご理解とご協力をいただき、感染症対策を行い事業を再開することができました。

また特に、子どもの健康、食生活改善推進活動につきましては、前年に比べ非常に多くの皆様の参加をいただくことができました。

下段の予防接種の促進でございますが、引き続き高齢者へのインフルエンザ、肺炎球菌ワクチンの助成を行うとともに、新型コロナウイルスワクチンにつきましても、これまでも国の動向に適宜対応し、接種体制を整え実施してきたところでもございますが、今後も接種を希望する方が適切に接種できるよう周知に努めて参ります。

続きまして、12ページ大きな2番、介護予防の推進でございます。保健予防係で行っております一般介護予防事業につきましては、なかなか市の保健師や管理栄養士などが地

域にお伺いして顔と顔をあわせてコミュニケーションをとる活動ができなかった2年間ではありましたが、令和4年度はできる限り地域での活動が増やせるよう努め、また自主的な活動を行っている団体への支援も図ってきたところでございます。

地域活動の本格的な再開につきましては、来年度こそはとの思いもございますので、保健師等による健康教育や健康相談の実施はもとより、行政だけではなく社会福祉協議会や民間の健康づくりに関する団体との連携も視野に、地域の高齢者の皆様の健康づくり、介護予防の一助となるよう啓発活動を積極的に努めて参りたいと存じます。

最後に、15、16 ページに、令和5年度事業の計画と予算の見込額を記載しております。

事業の多くは、本年度に引き続き実施していくものが主な内容となっておりますが、各事業とも、今後も広く多くの皆様のご意見を伺いながら、事業のブラッシュアップに努め実施して参りたいと存じますので、引き続きご支援とご助言をお願い致します。

私からは以上となります。ありがとうございました。

(榎本議長)

続きまして、高齢者福祉サービスについてお願いします。

(事務局 福祉課地域ささえあい係 大久保係長)

続きまして、3点目として、高齢者福祉サービスについて説明をさせていただきます。福祉課地域ささえあい係の大久保と申します。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。資料は引き続き1-1となります。申し訳ありません。はじめに資料の訂正をお願いします。18 ページ、大きな2番、高齢者福祉の推進に係る令和4年度主要事業となっておりますが、令和5年度の間違いです。申し訳ありません。

それでは、17 ページをお開きください。高齢者福祉の推進に係る令和4年度の主要事業実施状況について、説明します。社会参加と生きがいくりの促進についてであります。

老人クラブ活動等事業においては、令和5年2月現在556名17団体が活動されております。新型コロナウイルス感染防止対策を行い、昨年度までは中止していた事業についても再開いたしております。例えば、各種研修会特に、県外研修は2回開催し延べ73名が参加し（箱根40名・巣鴨33名）、会員内の交流を進めてまいりました。

続きまして、安全で快適な生活の確保では、以前より避難行動要支援者名簿はありましたが、今年度より土砂災害警戒区域の方を優先し、名簿の外部提供に同意をいただいた方（275名分）のみ民生委員へ情報提供いたしました。今後も庁内での連携を図り、警察、消防署、消防団への外部提供をしていきたいと考えております。

災害の規模にもよりますが、市からすぐに連絡できるとは限りません。平時からの注意喚起や近所との関係作りについても力をいれていただき、自助、共助についても考えていただく機会としても事業展開していきたいと考えております。

また、防災体制の充実では、福祉避難所として市内に協定施設として7施設ございますが、今年度はじめて、リモートでの会議や庁舎内で行われた合同災害机上訓練に参加していただき、災害時の福祉避難所開設の流れや訓練を通して見えてきた問題点など共通認識

を図ることができました。

それでは、次の 18 ページをお開きください。高齢者福祉サービスの充実では、独り暮らし高齢者世帯等に対し、装置を自宅に設置することにより、緊急時に連絡がとれ、定期的に安否確認ができる緊急通報体制等整備事業について説明します。市外業者に委託しており、コールセンターには毎月 15 件ほどの通報があります。本年度は 4 件の救急搬送につながった事例があります。特に、緊急性のあるものなどについては、逐一担当に連絡が入るようになっており、普段からも連絡を密にして事業展開をしていただいております。

また、高齢者のみの世帯に属する高齢者等を定期的に安否確認のため訪問する「高齢者孤立防止事業」については、鴨川市社会福祉協議会に委託しており現在 523 世帯を訪問し、1 月末までで通算 6,733 回訪問していただいております。

最後になりますが、老人福祉施設措置事業は、経済的な理由等から養護老人ホームへの入所措置を行っています。本年度は、入所判定委員会を経て、3 人を入所措置いたしました。

次に、大きな 2 番として、令和 5 年度の主要事業についてであります。

予算については見込額となっております。事業名、内容につきましては、先ほど話をしました令和 4 年度と大きく変わりはありませんが、老人クラブ、シルバー人材センターの会員数は、高齢者人口の増加に反し、減少傾向にあります。

今後、会員数も含めて、どのような維持を図るのかを検討していくことが必要と考えています。

以上、簡単ではございますが、高齢者福祉サービスに関する説明とさせていただきます。

(榎本議長)

続きまして、地域包括支援センター事業についてお願いします。

(事務局 健康推進課福祉総合相談センター 田中主任保健師)

地域包括支援センター事業について説明いたします。鴨川市福祉総合相談センター田中と申します。よろしくお願いします。

本日の資料 1－2 をご用意ください。まず目次をご覧ください。第 1 回運営協議会でも説明しましたが、鴨川市福祉総合相談センターは、介護保険法に基づく事業と介護保険法以外のその他の事業として、介護人材確保対策事業と生活困窮者自立支援事業を行っています。本日は、前回説明しなかった事業についても説明したいと思います。

資料 1 ページをご覧ください。今年度 4 月から新たに鴨川市立国保病院に福祉総合相談センター・長狭を設置しましたので、福祉総合相談センターの実績は今までの福祉総合相談センター・天津小湊に加え、長狭の実績も記載しています。65 歳以上の相談実績では、3 つのセンター併せて、介護保険関係、サービスに関する相談が多くなっています。

資料 2 ページをご覧ください。総合相談実績のうち、65 歳未満の障害者や児童・DV や生活困窮等の相談実績です。市直営福祉総合相談センターの実績が鴨川と記載された実績ですが、市福祉総合相談センターでは生活困窮者の自立相談支援機関となっているため、

家計経済に関する相談や就労相談の相談実績が多いこと、また DV 相談の実績が多いことが特徴です。

表の中で見ますと、家計、経済に関する相談は障害者で 4、その他で 17 となっています。併せて、DV の相談については、鴨川では 9 件の相談があります。

資料 6 ページをご覧ください。前回もご説明させていただきましたが、今年度、福祉総合相談センターが 3 か所となり、機能強化と役割分担を行いました。各機能強化における福祉総合相談センターの実績は、別のページでご説明いたしますが、このページの下段をご覧ください。時間外相談受付件数の記載がございます。福祉総合相談センターでは、夜間、休日も緊急の相談を受けられる体制をとっており、時間外の相談対応を福祉総合相談センター・天津小湊の母体となる社会福祉法人太陽会に委託して相談対応をしています。

時間外の相談では、高齢者が多いのは地域包括センターなので一番多くなっておりますが、障害者の相談も次に多くなっております。障害者については、同一の精神障害者から昼夜を問わず、複数回の相談がありました。またその他の実績 24 件につきましては、今年度はコロナワクチン接種や発熱外来、自宅療養期間に関する問い合わせが多かったので件数として実績が増えています。

資料 10 ページをご覧ください。認知症サポーター養成事業についてです。この事業は、認知症に対する正しい知識をもち、地域全体で認知症高齢者への支援ができるよう、認知症サポーターの養成により住民や専門職の意識向上を図る啓発事業です。12 月以降、鴨川駅の駅員や長狭地区を運行するデマンドタクシーのチョイソコ鴨川職員への啓発、鴨川館職員への啓発を行いました。その他、市内の大学や小学校でも講座を開催し、若い世代への認知症の啓発を行いました。

続いて資料 13 ページをご覧ください。在宅医療介護連携推進事業についてです。この事業は、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう医療と介護の専門職同士のネットワーク化や住民啓発を行う事業です。今年度は、医療介護連携の機能強化型とした福祉総合相談センター・長狭を中心に事業を実施しています。本事業については、厚生労働省により在宅医療介護連携推進事業の手引きが示されているため、手引きの項目についてそれぞれ取り組んでいます。(ア) にあります地域の医療資源の把握として、本日お手元に配らせていただいた市内各地区の医療、介護施設ガイドブックを作成し、市内の医療機関や介護保険施設にも配架しております。

また、今年度は長狭地区健康推進協議会と相談センター・長狭が連携し、長狭地区の医療、介護施設だけでなく、地域資源を掲載した冊子を作成しました。こちらのパンフレットは、近々長狭地区へ全戸配布される予定です。

資料 16 ページをご覧ください。地域ケア会議について説明いたします。本事業は、高齢者に対する支援を充実させるため、関係機関が連携して高齢者の個別の課題解決を図ることを目的としています。資料の中段から、各センターの実績を記載しました。

地域ケア会議を開催する事例は、認知症、独居、生活困窮、8050 世帯、ゴミ屋敷、ペットの多頭飼、権利擁護が必要など、課題が重複している傾向があります。

地域ケア会議には、関係する機関や専門職が出席しますが、高齢者担当部署やケアマネ

ジャーや介護サービス事業所だけでなく、障害者や子どもの担当など、分野を超えた関係者が必要により参集し、解決に向けた支援を検討しています。

最後に、資料 18 ページをご覧ください。介護人材確保対策事業について説明いたします。この事業は、市内の介護事業所等の介護人材の育成と定着に努め、介護福祉士修学資金の貸付や留学生受入施設支援補助金を交付することにより、介護人材の確保を行うことを目的とした事業です。

中段ほどをご覧ください。介護福祉士修学資金貸付として、今年度は 13 人に貸付を行っていますが、そのうち 12 人が海外からの留学生です。

次の鴨川市留学生受入施設支援補助金ですが、令和 5 年 1 月からの新規事業です。介護施設において就労することを目指す留学生を受け入れる、市内介護施設を運営する法人に対し、予算の範囲内においてマッチング費用等を補助するものです。補助の決定は、まだありませんが、年度内に 1 法人から申し込みがある予定です。

次に、介護サービス事業所協議会の実績について、本日お手元に配付させていただいたじいじばあばパラダイスという冊子ですが、市内の長狭高校福祉コースの学生と介護サービス事業所協議会が一緒に制作したパンフレットで、中高生などの若い学生に、福祉や介護の仕事に興味を持ってもらうことを目的とした啓発パンフレットです。こちらのパンフレットは既に市内の介護サービス事業所には配付し、4 月以降は中学校や安房圏域の高校に配付する予定です。以上で、福祉総合相談センターからの報告を終わります。

(榎本議長)

事務局から、議件 1 令和 4 年度高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況についての説明がありました。ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

(和泉委員)

たいようの和泉です。よろしくお願いいたします。資料の 1 - 2 の 18 ページ。介護人材確保対策事業ではいつもご支援ありがとうございます。この事業では、現在働いている方や介護を既に目指している方の支援ですが、アンケート調査でもありましたように、若者の担い手が少なくなっております。

今後は、介護を目指すきっかけとなっただけのような方策が必要だと思われませんが、先程、じいじばあばのパンフレットというものがありませんでしたが、今後、中学生や小学生にも周知させる方策が必要だと思いますがいかがでしょうか。

(事務局 健康推進課角田課長)

それでは、お答えさせていただきますが、事前に簡単な資料をお配りさせていただいたと思います。この介護人材確保対策事業につきましては、あらかじめ酒井委員さんからも、外国人留学生からの視点に立ってご質問いただいておりますので、併せてご回答させていただければと思います。

今、和泉委員さんからご指摘いただきました介護人材確保対策事業の制度改革についま

しては、お手元に配付させていただいた資料が簡単な概要になっております。

特に鴨川市では、介護職員の定着、離職防止、新たな介護の担い手の創出の観点から、4つのアプローチで本事業を進めております。

和泉委員さんからありましたとおり、まず、最初に資料一番上の（１）です。介護未経験の方を対象に、多くの方に興味を持っていただきたい、また介護の基礎知識を修得していただきたいということで、介護入門的研修を実施しております。

また、実際に介護事業所で働いている方々のスキルアップのため、介護事業所からしてみれば、離職防止、職員の定着を図るためということになるかと思いますが、介護初任者研修ヘルパー２級相当の研修、それから介護福祉士実務研修ということで介護福祉士の資格取得を目指す方、こういった方々を法人様で養成された場合、その係る経費について2分の1ですが、上限5万、ないしは10万を補助する事業がございます。

また、将来、鴨川市内の事業所内で介護福祉士として従事したい方を対象に、奨学金の貸付制度も実施しています。

また、（３）の２段落目につきましては、今年の1月から実施しておりますが、外国人留学生受入支援補助金を実施しております。担当から説明がありましたとおり、介護福祉士として将来就職を目指す外国人留学生を受け入れる介護保険施設に対して、その受入と調整する諸経費がかかりますので、その経費に1回限り2万円の補助と研修の送迎費として月1万円を補助する新たな制度がございます。

また、千葉県では県の社会福祉協議会において、千葉県介護福祉士奨学金貸付制度も創設しております。鴨川市は月2万円ですが、県は月5万円ということになります。入学準備金と就職準備金でそれぞれ20万円、介護福祉士への国家資格対策費用ということで4万円も貸付をしていますので、こちらも一緒にご案内させていただきます。

4点目のその他になりますが、We Love じいじばあばパラダイス、私たちがつくる未来の介護ということで、高校生が若い視点で、どうしたら介護に興味を持てただけなのかということで冊子を作っていただいています。こういった取組みと併せながら、一人でも多くの方が介護に興味を持てただけように対応していきたいと思っております。若い方々の力というものを今後啓発して、1人でも多くの方に興味を持っていただきたいと思っております。

また、高校生の中では大学へ進学をされる方もおられますので、そのようなところへ繋げていけるように進めていきたいと思っております。

そして、酒井委員さんからご質問いただいております外国人人材につきましては、市で昨年10月に介護サービス事業所に対しまして、アンケートを実施しております。そのアンケート結果につきましては、資料の最後に添付してございますが、その中では介護従事者が全体で約900人いることが確認できました。アンケートのご意見の中で、やはり介護人材の不足を訴えている法人がおりまして、介護人材の慢性的な不足で支障がある、時々あると答えた事業所が全体の50.7%を占めました。その主な理由として、介護人材の応募がそもそもないということでございました。それに対し、どのような取組みをしているかお聞きしたところ、介護職員の定着、離職防止のための取組みとして、個人の希望に配

慮した業務配置やシフト、休暇を取りやすい体制をとっているとの回答をした方が全体の30%を占めている、法人の主な意見のトップ2としてこの意見がございました。

国が進めております外国人人材の受入について意向があるかと確認をしたところ、全体の7割の法人が関心があると答えています。そのうち、3割の法人が既になんらかの対応をしている、残り4割は関心があるがどうしたらよいかわからないと答えています。こういった4割の法人について、外国人留学生の補助金を活用できればと思っております。簡単な説明でございますが、以上とさせていただきたいと思います。

(榎本議長)

ご説明いただきましたが、よろしいでしょうか。

(和泉委員)

出来れば、若い年代の小学生から少し興味を持てるようなきっかけを作ってもらえるとありがたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

(榎本議長)

他にご意見等ございませんか。ご意見が無いようです。それではお諮りいたします。

議件1 令和4年度高齢者保険福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況については、ご承認いただけますでしょうか。

(承認)

(榎本議長)

それでは、次の議事に移らせていただきます。

続きまして、議件2 居宅介護支援事業所等の指定更新等についてを議題とし、審議したいと存じます。それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局 石井係長)

それでは、居宅介護支援事業所等の指定更新等について、説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。始めに、居宅介護支援事業所になります。すべて指定更新についてでございます。

1、医療法人三紫会の小田介護支援サービス、2、鴨川市の鴨川市国保ケアプランサービス、そして3つ目ですが、鴨川市社会福祉協議会のふれあい介護支援サービス、以上3事業所の指定更新を行いました。それぞれの指定更新日等につきましては、資料記載のとおりとなります。

続きまして、2、地域密着型サービス事業所の指定更新についてですが、合同会社すみれのデイサービスすみれ、そして、医療法人明星会のグループホームまきの家、以上、2事業所の指定更新を行いました。指定更新日、等につきましては、記載のとおりとなります。

す。

居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所ともに指定期間は6年間となります。

続きまして、3番、総合事業事業所の新たな指定についてでございますが、株式会社有海のデイサービス遊遊につきまして、3月1日付けで指定を行いました。介護サービス事業所といたしましては、千葉県の指定を2月1日付けで受けております。事業所の所在地ですが、江見地区曾呂、東の嶺岡林道沿いの場所でございます。

サービス内容に関しましては、介護予防を目的とし、自然を取り入れたレクリエーションなどをメインに実施していくということを伺っております。指定の満了年月日は、令和11年2月28日となっております。以上、事後報告という形でございますが、各事業所の指定等の説明とさせていただきます。

(榎本議長)

ただいま、事務局から、議件2居宅介護支援事業所等の指定更新等についての説明がありました。これから、委員の皆様からご意見を頂きたいと思います。ご意見等がありましたら、発言をお願い致します。

ご意見等がないようです。それではお諮りいたします。議件2居宅介護支援事業所等の指定更新等については、事務局から説明のありましたとおり、ご承認いただけますでしょうか。ご異議もないようですので、ご承認いただけたものと認めます。

(榎本議長)

続きまして、議件3地域密着型サービス事業所の指定についてを議題とし、審議したいと存じます。それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局 角田課長)

それでは、資料3の地域密着型サービス事業所の指定についてをご覧ください。この度、種別が地域密着型サービスとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携型事業所として開始をしたいとの届出がございました。2番、開設者は、社会福祉法人太陽会 理事長 亀田信介、3番、事業所名ケアサポートセンターMOANA、4番、所在地は、鴨川市西町1011番地1介護老人保健施設たいよう内、5番、指定予定年月日は、令和5年6月1日でございます。

この定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスについては、2012年4月に制度化されたサービスですが、本市では初のサービスとなります。

ここで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要につきましてご説明いたします。この資料は、厚生労働省の資料でございます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容です。要介護1から5の認定者を対象としたサービスで、日中、夜間、深夜に訪問介護と訪問看護が密接に連携し、3つの基本サービスである定期巡回訪問、24時間365日事業所のオペレーターとつながる随時通報を受け、利用者宅を介護福祉士等が訪問する、あるいは、訪問看護事業所と連携しつつ、利用者宅

を訪問し、入浴排泄等の身体介護、調理、洗濯、清掃等の家事援助の他、看護師等による療養上の世話や診療の補助を行う随時サービスがあります。

法人様の体型としましては、一体型事業所と連携型事業所の2種類ありますが、今回の指定につきましては、連携型事業所ということでございます。この連携型事業所につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護を行っている事業所が、地域の他社の訪問看護事業所と連携してサービスを提供する場合で、今回は、訪問看護の部分はこの他者と連携を図るものでございます。

必要となる人員と設備につきましては、厚生労働省の表の中に基準が入っております。こちらをご覧くださいと思いますが、訪問介護員等、看護職員、オペレーター、計画作成責任者、管理者、こういった方の人員が必要となっております。

また、人数につきましては、訪問介護員につきましては、常勤換算で1以上ということになっています。

看護職員につきましては、一体型であれば常勤換算で2.5人以上必要ということになっておりますが、この部分については他法人に協力を求めているということでございます。

それから、オペレーター1、計画作成責任者1、管理者は兼務が可能というかたちで基準となっております。

裏面を見ていただきまして、介護報酬の体系がございます。訪問介護員や訪問看護員等については、1回の報酬にはなりますけれども、今回の定期巡回・臨時対応訪問介護看護の報酬につきましては、月いくらということで、何回利用しても月額いくらと定まっております。

これにつきましては、要介護1から要介護5に応じて、連携型になりますから右隣の連携型の部分が介護報酬単位となっており、要介護1であれば5,680単位となっております。ただ、この介護報酬につきましては、令和3年度改正されておりますので、国のこの標準よりも金額が多少ベースアップされておりますので、ご注意ください。

このような形で、鴨川市のなかで新たなサービスを提供していくということでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。事務局からの説明は以上でござひます。

(榎本議長)

ありがとうございました。議件3地域密着型サービス事業所の指定についての説明がありました。これから、委員皆様よりご意見をいただきたいと思ひます。

ここで、審議に入ります。恐れ入りますが、和泉委員にはしばらく退席願ひます。

(和泉委員 退室)

(榎本議長)

それでは、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

特にご異議もないようですので、議件3地域密着型サービス事業所の指定については、事務局からの説明のありましたとおり、ご承認いただけますでしょうか。

ご異議もないようですので、ご承認いただいたものと認めます。

(和泉委員 入室・着席)

(榎本議長)

続きまして、議件４第９期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に向けた基礎調査の結果についてを議題とし、審議したいと存じます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局 石井係長)

それでは、第９期介護保険事業計画策定に向けた基礎調査の結果についてご説明させていただきます。お手元の資料４をご覧ください。この調査は、第９期の計画策定に向けたもので、今年２月に実施しました。

調査は、すべてで５種類ありますが、今回の資料といたしましては、市民に回答いただいた白紙の調査票とその調査票の集計結果となります。

なお、こちらの集計結果は、速報版となります。実際の報告書といたしましては、より詳しく掲載したものが、冊子としてまとめられます。できあがり次第、委員の皆様にも、お届けさせていただきます。それでは、各調査の回収率につきましては、高齢者一般調査が 63.8%、若年層調査が 43.6%、要介護、要支援認定者調査が 53.4%、介護サービス提供事業所調査が 79.7%、介護支援専門員調査が 86.7%となっております。前回の調査と比べると、若年層調査以外の調査において回収率が上昇しております。調査全体の平均 65.4%となっております。

調査結果の一部をご紹介しますと、高齢者一般調査においては、集計結果の資料、１ページ一番下の段ですが、家族構成の問いに対して、独り暮らしと 65 歳以上の夫婦 2 人暮らしが全体の 55.9%を占め、前回の調査 51.2%を上回るものとなっております。

また、同じく高齢者一般調査の集計結果の資料 11 ページ、中段に吹き出しにて記載しておりますが、健康について知りたいことは、の問いに対しては、認知症予防に関心があると答えた方が半数近くあり、認知症への関心度が高いことが伺えます。時間の都合もございしますので、改めて集計結果をご確認いただければと思います。

そして、前回の会議でもご紹介いたしました、昨年秋に実施しました介護人材に関するアンケートの結果について、一覧表でまとめております。

自由記述の回答欄につきましては、事業所が特定される可能性もありますことから、省略させていただきました。こちらの一部紹介いたしますが、半数を超える事業所において、介護職員の確保に支障があると回答され、具体的な苦労の内容といたしまして、応募者がいないと回答する事業所が半数以上でございました。人材定着に向けた取組みといたしましては、希望に配慮した配置、シフト、休暇を取得しやすい体制づくりのほか、何らかの対策に取り組んでいると回答した事業所がほとんどでした。

また、それらの対策を取組んだ結果、定着に効果があったと回答しておる事業所もございます。

これを受けて、市として効果があった取組みについては、その効果や実施方法等も含め、

他事業所への情報提供が必要だと考えております。

また、外国人材に関する考えについては、具体的な検討はしていないが、関心はあると回答した事業所が半数弱であり、実際に外国人材を受け入れている事業所と含めると、約7割が前向きな回答でありました。

実際に雇用している事業所の7割程度は、ほとんどの利用者が好意的に受け止めていると、肯定的評価となっております。一方で、外国人材や学生（実習等）の受け入れについて、受け入れそのものが負担であり、限られた人員体制の中では新規対応や拡大が難しいとの声が見られました。以上、各種調査結果の報告とさせていただきます。

（榎本議長）

ただいま、事務局から、議件4第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に向けた基礎調査の結果についての説明がありました。ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

（榎本議長）

ご意見等がないようですので、議件4第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に向けた基礎調査の結果については、事務局から説明のありましたとおり、ご承認いただけたものと認めます。

それでは、本日の議件は以上で終了となりますが、折角の機会ですので、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

（和泉委員）

新型コロナウイルス感染症について、世間的には緩和方向となってきましたが、ウイルスがなくなったわけではないので、依然として高齢者等にはリスクが高い状況でございます。数多くの施設等が、今年度クラスターを起こしてしまっていて、今後のワクチン接種の予定やワクチンを受ける方の費用などが分かれば教えていただければと思います。

（事務局 健康推進課 鈴木課長補佐）

健康推進課新型コロナ対策室の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

ただいまご質問のありました今後のワクチンの接種予定、また国からの補助等についての質問についてお答えをさせていただきます。

まず、新型コロナワクチン接種につきましては、去る3月8日予防接種法の一部が改正されまして、ワクチンの接種期間、当初は3月31日までというような指定がされておりましたが、1年間伸びまして、法的に令和6年3月31日まで延長されたということでございます。

国におきましては、初回接種、言うなれば1回目、2回目の接種でございますけれども、これを終了した5歳以上の全ての方を対象としまして、令和5年9月以降にまずは、全員接種をしようというような方針が、示されております。その前段といたしまして、65

歳以上の高齢者の方、そして5歳から64歳までの中で基礎疾患を有する方、そして医療従事者、介護施設に従事される方々、これらの方々につきましては、今申し上げました9月以降の接種を待つことなく5月8日から夏までの間と申しますか、国は8月までという示しをしておりますけれども、前倒しでそれらの方々については接種をしましょうということになっております。今、申し上げました65歳以上の方、5歳から64歳の基礎疾患のある方、施設従事者等については、夏に1回、冬に1回接種することになると思います。それ以外の方は、冬に1回ということで、今、国が準備を進めております。

そして、接種の間隔につきましては、直近と申しますかご自身の最後の接種から3か月以上の間隔を空けて打つというような方向性がいま示されております。

そして、使用するワクチンにつきましては、直近まで行っておりましたオミクロン株対応の2価ワクチンを使用するということになっております。しかしながら、先程申し上げました冬の接種のワクチンは、現在国で検討中ということで、令和5年度の早い段階でどういうワクチンが使用されるかが示されるという予定になっております。

各々のワクチン接種に伴う費用でございますが、現在のところ国から全額公費負担ということが示されておりますので、各々の方が接種に対して自己負担がない状態でワクチンの接種をしていただけるよう国から示されております。

そして、高齢者施設等に入所されている方々につきましては、鴨川市におきましては今まで同様、しかるべき時期に嘱託医による巡回接種ということで、今後準備、計画を進めていきたいと思っております。

そして、最後でございますけれども、今、ある程度の情報が示されている中で、安房の鴨川市を含めまして、館山、南房総、鋸南、この安房管内の他の自治体、また安房医師会と協力、連携、情報共有を図りながら、今後具体的なかたちで実施計画が出来上がって参りますので、その際は改めて市の広報等でお知らせさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

(榎本議長)

他に、何かございますか。無いようですので、以上をもって議事は終了とさせていただきます。本日は、皆さんから多くの貴重なご意見を頂き、また、円滑な議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

また、事務局におかれましては、本日、皆さんから提案された意見や提言を踏まえて、介護保険の適正な運営に取り組んで頂きたいと思ひます。それでは、進行を事務局にお返しします。

(事務局 笠井課長補佐)

榎本会長、ありがとうございました。会長のお言葉にありましてとおり、本日いただいたご意見を踏まえまして、引き続き介護保険事業の適正な運営を行って参りたいと存じます。

続きまして、その他といたしまして、事務局より連絡事項がございます。

(事務局 石井係長)

はい、事務局からご連絡します。本協議会の委員の任期は、3年ではありますが、令和5年10月28日をもって、その3年の任期が満了します。

つきましては、委員の皆様には、年度が替わりましたら、改めてご意向をお伺いいたしますので、ご承知のほどよろしくお願いします。

令和5年度は、計画策定の年度でありますので、通常の実開催数より1回多い、年3回の会議を予定しております。第1回会議の実開催は、10月末頃を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いします。以上でございます。

(事務局 笠井課長補佐)

ただいまの説明について、何かご質問等はございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和4年度第2回鴨川市介護保険運営協議会を閉会いたします。長時間に亘り、ご審議いただきありがとうございました。

【終了時刻 午後2時50分】

令和5年5月23日

委 員 宗政 智子